

# 寿都湾

## ◎ 議会だより

No. 182 令和元年8月

発行／寿都町議会  
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）  
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

### 令和元年 第2回定例会

令和元年第2回定例会は6月20日招集され、町長の行政報告の後、意見案4件、条例の制定1件、規約の変わった。

○実質収支額  
4千336万5千円

■国民健康保険事業特別会計

○歳入  
3億8千130万円

○歳出  
3億7千414万1千円

○差引額及び実質収支額  
715万9千円

■後期高齢者医療特別会計

○歳入  
5千120万5千円

○歳出  
5千118万4千円

○差引額及び実質収支額  
2万1千円

■介護保険事業特別会計

○歳入  
4億2千386万5千円

### 行政報告

概数を報告いたします。

■一般会計

○歳入

53億2千755万2千円

○歳出

52億7千608万6千円

○差引額

5千146万6千円

※翌年度へ繰越すべき財源

810万1千円



片岡春雄 町長

平成30年度寿都町一般会計及び各特別会計の決算について、5月31日に出納閉鎖いたしましたので、その



7月13日・14日に寿都神社例大祭が行われました。

○歳 出 4億1千252万6千円

○差引額及び実質収支額 1千133万9千円

○歳 入 1億3千955万2千円

○歳 出 1億3千855万3千円

○差引額及び実質収支額 99万9千円

○歳 入 2億2千917万6千円

○歳 出 2億2千834万5千円

○歳 入 5億5千529万4千円

○歳 出 5億4千593万7千円

○差引額及び実質収支額 935万7千円

○歳 入 5億5千529万4千円

○歳 出 5億4千593万7千円

# 審議した案件

## 報告

◆平成30年度寿都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

平成30年度事業のうち次の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越しを行ったもの。

(第213条11歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越し

○差引額及び実質収支額 83万1千円

◆風力発電事業特別会計

○歳 入 5億5千529万4千円

○歳 出 5億4千593万7千円

○差引額及び実質収支額 935万7千円

年度へ繰越したことの報告です。

【本内の川改修整備事業】

本内の川改修整備事業は、平成30年度予算額実施設計費42万8千円を引いた分、2千857万2千円を令和元年度へ繰越したことの報告です。

## 意見案

◆高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書

賛成8：反対0

◆介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

賛成5：反対3

◆看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

賛成6：反対2

◆新たな過疎対策法の制定に関する意見書

賛成8：反対0

## 条例の制定

◆条例の規定における元号等の取扱いに関する条例の制定

元号を改める政令により元号が改められたことに伴い、寿都町の関係条例について必要な事項を定めることを目的に条例の制定を行うものです。

## 規約の変更

◆北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

賛成8：反対0

◆北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

賛成8：反対0

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

賛成8：反対0

これら3件の規約は、構成する一部団体に脱退などが生じたため変更するものです。

## 単行議案

◆辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定

賛成8：反対0

辺地に係る公共的施設の

総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、歌棄・磯谷辺地において、下水道合併処理浄化槽整備を行うため、総合整備計画を策定するものです。

## 補正予算

◆寿都町一般会計補正予算(第1号)

予算総額に2千945万7千円を追加し、総額を53億7千845万7千円としました。

●補正の主なもの

・総務費(ドライブレコーダー購入助成ほか) 320万9千円増

・民生費(プレミアム付商品券販売等業務委託料ほか) 1千443万5千円増

・衛生費(寿都診療所エックス線骨密度測定機器備品購入ほか) 681万3千円増

・土木費(雪捨場整備工事) 500万円増

◆寿都町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

予算総額に78万4千円を追加し、総額を4億3千688万4千円としました。

●補正の主なもの

・総務費(介護保険システム改修負担金)

78万4千円増

◆寿都町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)

予算総額に726万円を追加し、総額を8億2千386万円としました。

●補正の主なもの

・電気事業費(環境アセスメント方法書手続補助等業務委託料) 726万円増

# 議会の傍聴はお気軽に

9月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(TEL 62-2511)

# 意見書可決 関係大臣等へ送付

第2回定例会では4件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

## 高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、「コミュニケーション」を困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないと言われていますが、補聴器使用率は欧米諸国と比べ低く、日本での補聴器の普及が求められています。

しかし、日本の補聴器価格が片耳当たり概ね3万円から20万円であり、保険適用ではないため全額自己負担となっています。ただし、身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合購入後に医療費控除を受けられるも

の、その対象者はわずかで、該当しない約9割は自費で購入している実態にあります。

欧米では、補聴器購入に對し公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で公的補助制度が行われています。

補聴器のさらなる普及により、高齢者の生活の質を確保するとともに、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられます。

よって、国においては、加齢性難聴の補聴器購入に對する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

## 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全労連が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」では、介護施設

の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約9万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3パーセントにも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」44.7パーセント、「仕事が忙しすぎ

る」39.6パーセント、「体力が続かない」30.1パーセントとなっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が8割と群を抜いています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実が事業者の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。

よって、国においては、介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の項目を実現するよう強く求めます。

1、介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全・安心の介護体制を確保するため、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金「特定最低賃金」を新設すること。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

## 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は20万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着がすすまらず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。

日本医労連が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」全国の看護職員3万3千人の集計では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割、3人に

1人が切迫流産で、流産も1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が74.9パーセントにも達し、辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」47.7パーセント、次いで「賃金が安い」36.6パーセントと

言う結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因の一つには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額8万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引上りならず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。

医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保

は国の責任で行われるべきです。よって、国においては、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の項目を実現するよう強く求めます。

1、看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金「特定最低賃金」を新設すること

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾

は国の責任で行われるべきです。よって、国においては、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の項目を実現するよう強く求めます。

1、看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金「特定最低賃金」を新設すること

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾

濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとと地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・

公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、

過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものでありますことから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要です。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望いたします。

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣



ここが聞きたい

# 一般質問

第2回定例会での一般質問では2名の方から2項目について質問がありました。

幸坂 順子 議員

## 財政 消費税10パーセント増税について



### ■質問

消費税10パーセント増税について、町長に伺います。

10月からの消費税増税に對して、生活や商売への不安が高まっています。

消費税は過去3回増税されていますが、1回目は平成元年に3パーセント、その時はバブル景気のさなかでした。2回目は平成9年5パーセント、3回目平成26年8パーセント増税しましたが、政府の景気判断はいつでも、回復という時期でした。それでも消費不況の引き金を引くことになりました。特に前回8パーセントへの増税を契機に実質家計消費は一世帯当たり年25万円も落ち込み、働く人

の実質賃金も、年平均10万円も落ち込んでいます。

内閣府が5月13日に発表した3月の景気動向指数が、6年2か月ぶりに悪化となり、世界経済も減速が予測される中、政権与党の中からも増税への動揺が始まっています。

今回の10パーセントへの増税は、政府自身が景気悪化の可能性を認めるなかのものであり、それを強行することは歴史的にも前例のない、無謀な政策です。

10月からの増税は中止するべきです。

政府が「万全の対策」という、複数税率・キャッシュレスの場合のポイント還元・プレミアム商品券の景気対策は、不平等なうえ、

一時的であること、制度が複雑で混乱が起るなど効果が疑問視されています。

また、複数税率の実施に伴いインボイス制度の導入も予定されています。この制度が実施されると、免税事業者が取引先から排除されないためには、課税業者とならざるを得ません。インボイス制度で影響を受ける業者は全国で500万と言われております。全事業者の59.3パーセントに上ります。寿都では平成28年度の事業所総数は175ですので、全国割合で行くと、103の事業所が存続の危機に立たされることとなります。

以上のことから、次の3点について伺います。

- 1、消費税10パーセント増税への町長の見解を伺います。
- 2、本町における増税の影響をどの様に見ておられますか、またその対策など、お考えでしたらお聞かせください。
- 3、インボイス制度の導入には、消費税増税に賛成している日本商工会議所も反対を表明しています。事業者を守るため、インボイス制度導入の中止を求めるべきだと思いますが、町長のお考えを伺います。

### ●町長

幸坂議員の御質問にお答えします。

消費税増税の引上げについてでございますが、1点目の今年10月に予定されている消費税率の引上げは、政府が社会保障と税の一体改革において、少子高齢化という困難な時代に直面しており、社会保障に係る費用負担が今後増加すると見込まれる中、持続可能な社会保障制度を構築していくため、安定的財源確保と財政健全の手段として決定されたものであります。

10月の消費税増税を控え政府は、雇用、所得環境の改善など内需を支える経済の基礎的条件はしっかりとしており、リーマンショック級の出来事がない限りは、10パーセントへの引上げを実行するという方針には変わりないとしております。

今回の引上げに当たっての対策として、政府は、前回の経験を踏まえ駆け込み需要と反動減を平準化するための対策や低所得者及び子育て世帯への対策、税制上の軽減対策を講じるための制度の整備や予算措置等を経て、現在に至っている



ものと捉えております。

また、景気拡大の先行きが不安視されており、通商問題の動向、中国経済の先行きなど海外経済の不確実性には十分留意しながら経済運営に万全を期したいとしておりますので、今後の経済動向や情勢、政府の動向などを注視して参りたいと考えております。

2点目の本町における増税の影響とその対策については、一般的な生活費として見た場合、税の仕組み上、所得の低い方ほど実質可処分所得に対する影響額が大きくなり、とりわけ人口の約4分の1が住民税非課税者と見込まれることから、これらの世帯等への経済的配慮、影響緩和と地域における消費喚起・下支えを目的として、本年度実施予定の国のプレミアム付き商品券発行事業と併せて町独自に国と同じ25パーセントを

商品券に上乘せする形で対応してまいります。

3点目のインボイス制度につきましては、消費税の税率引上げに伴い、低所得者に対する配慮のため、軽減税率制度が実施されることにより、税率が複数存在することから軽減税率を公平・公正に適用するため、2023年10月1日から、適格請求制度、いわゆるインボイス制度が導入されることとなっております。

この制度は、売手である課税業者が申告する税額及び税率を記載した適格請求書を発行し、これに基づいて買い手が仕入れ税額控除を行う仕組みであります。

制度の導入に伴い政府は、事業者の準備に係る負担を考慮し、軽減税率の実施から4年間の準備期間を設けております。

また、導入から6年間に、免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置も設けており、事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性などを検証し、必要な対応を行うこととしております。

このように、制度の導入に当たっては、事業者にとつて一定程度の配慮がなされておりますが、業種や

業態などに応じて、最終的にインボイスがなければ、仕入れ税額控除は認められないことから、免税事業者それぞれが、その制度にどう向き合っていくかについて検討する必要がありますものと考えております。

### ■再質問

町長が今おっしゃったように、消費税の増税の理由です、国は社会保障のため税との一体改革と言っておりますが、安倍内閣の7年間で社会保障費の自然増の圧縮と、マクロ経済スライドによる年金給付の削減、70歳から74歳の医療費負担の1割から2割への引上げなど、単年度ベースで4.3兆円も社会保障費は削減されております。

社会保障は年々悪くなるばかりです。消費税導入から30年間国民が納めた消費税の累計が372兆円に達する一方、大企業の法人三税の減収額が29兆円ですから8割近くが法人減税の穴埋めに使われていることになりました。

大企業に中小企業並みの法人税を課税すれば4兆円の税収があります。また、所得が1億円を超えると税負担率が下がると

いう大金持ちの最高税率を引上げれば3.1兆円の税収があります。

逆進性の高い消費税に頼るのではなく、富裕層と大企業に応分の負担を求めることこそ公平な税制であると思っております。

また、インボイス制度の問題では、寿都町の商業統計調査を見てみますと、平成26年度までしか載っておりませんでしたけど、平成16年は46億3千500万円ですが、平成26年には28億6千400万円と6割ほど10年間で6割も年間の販売額が落ち込んでいます。

平成26年には消費税が8パーセントになった年です、それから更に落ち込んでいることと思います。

ある事業主の方は、消費税が10パーセントになったから、町の商店が半分になってしまっているのではないかと心配しておられました。インボイスの導入によって事業所の存亡が更に進められることになると思います。

消費税は、今までは非課税の業者でも掛けなければ、インボイス制度ではずされてしまいますので、消費税を掛けます。消費税は、普通の所得税と違って赤字でも払わなければならない

税金ですので、事業者の方は本当に大変になると思っています。

そういう意味でインボイス制度には、日本商工会議所も反対をしておりますし、本当にこれからでも中止するべきだと思っております。

やはり先ほど言ったように財源は有るんです。消費税に頼らなくても財源は有りますので、富裕層と大企業に応分の負担を求めるところで、公平な税制で日本の経済を立て直すことが必要だと思っておりますけれども、町長はいかがお考えでしょうか。

### ●町長

非常に難しい質問でありまして、私の方から今の質問にはなかなか答えられる材料も持ち合わせておりませんので、幸坂議員の思いというのは伝わる部分は当然伝わりますけど、ただ、インボイスうんぬんの部分については、今まで1千万円以下の商店事業者については、消費税はからなかったという事は一部消費税で利益を出していたということも事実で、今までは良かったと思うんですね、ただ、これから税の公平性が

らするとインボイス制度でしつかりお客さんから頂いた消費税は税として納めるという、この部分も私は理解しなきゃならないのかなというふうに思っています。

ただ、商店の数が少なくなる部分については、町としてのこれからの商業振興をどうやっていくかというの、消費税うんぬんというのは別問題として、先だつての軽トラ市相当な人が入り込んで、どの軽トラ市もそれなりの利益を得たという話も聞いておりますので、もつともつと交流が増えるような町づくりと商店づくりを、努力していきたいなと考えております。

答えにならない答弁でしたけれども、お許しを願いたいなと思っております。以上です。

### ■幸坂議員

消費税については国で導入するもので、地方の自治体でどうこうできる問題ではないと思っております。

10月に消費税が、導入されないうちに私も頑張つて、参議院選挙頑張りたいと思っております。以上で終わります。

生活 外来動物による被害について (アライグマ対策)



■質問

私は、外来動物による被害について質問したいと思

います。 日常的には、カラス、キツネ、猫による被害等あり

ますが、ここ近年、農作物への被害が増えているとい

うお話を聞きます。 その原因として鹿、キツネ、タヌキ等が想定されま

すが、町内においても、樽岸の浜中では大根の被害も大きく、樽岸地区では

スイートコーン、イチゴ、湯別ではカボチャ、スイカ、スイートコーン、ブドウ、横溝・鮫取淵ではアスパラ、イモ、イチゴ、ブルーベリー

という話題がきています。現

に私の隣の農家の方も被害を受けていますが、アライグマによる被害の通報は何

件ほどありますか。あるとすれば件数とその被害の内

容もお聞かせください。 畑であれ、家庭菜園であ

れ、面積の差こそ大小ありますが、被害には変わりはないと思います。

通報を受けたら捕獲をして欲しいのですが、どのような対処方法がありますか。

捕獲ワナはあるとは聞いていますが、全町的に何台保有されていますか。

また、貸付けを受け、個人がワナを掛けることは可能でしょうか。

可能であれば捕獲をした時、どこに通報し、どのような処分方法があるのかお教え願います。

アライグマの生地の詳細は良く分かりませんが、被害の連鎖が想定されるので、今後どのように対処されるのかお考えがあればお聞きしたいと思います。 また、通報の件数から、

捕獲ワナを増やすというこ

とも考えられるますが、是非いい対策を講じて欲しいと思います。

よろしく願います。

町長

山本議員の質問にお答え

いたします。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に

関する法律により、特定外来生物に指定されているアラ

イグマは、全道的に生育域を拡大しており、農業被害額も増大し、生育数の増加に捕獲数が追いついていな

い状況にあるほか、住居の床下への侵入による生活被害も発生しており、今後、更なる農業被害の増加や生態系被害及び感染症の媒介などによる人への健康被害も懸念されており

ます。 本町のアライグマの被害の状況につきましては、通報件数が例年5から6件程度で、内容は農業被害より

家庭菜園での被害が多く、主に、イチゴ、スイカ、トウモロコシが被害を受けている状況であります。

対処方法につきましては、役場に連絡をしていただき、状況を確認した上で捕獲ワナを設置して対応しており、ワナは現在15台保

有し、捕獲数は平成29年度で13頭、平成30年度9頭、本年度は現時点において15頭を捕獲しております。

個人による捕獲や殺処分、ワナの貸出しは、基本的に有資格者でなければできないこととされてお

り、役場に連絡してもらい、担当職員が対応しております。

今後につきましては、積極的に情報収集を行い、迅速に捕獲を実施し、被害が拡大しないよう努めて参りたいと思います。

再質問

少しお時間をいただき、資料がありますので、説明をさせていただきます。

先日、共和町へ出向いて参りました。あそこもアライグマの被害が多いということだったので、お話を聞いて参りました。

平成28年度で、鳥獣による被害が8千200万円、29年度9千347万円、30年度8千868万円の被害があったようであります。

農家の規模も大きく、これくらいの数字も出るの

でしようが、鳥獣別で見ますと、一番は鹿3千万

円、アライグマによる被害2千900万円、ヒグマによる

被害1千400万円、興味深いのは、メロンやスイカに受

粉用の蜂箱を置くようですが、それを狙って熊が入り、

結構大きな被害を受け、3番目に大きな被害でした。

また、作物別にみますと、スイカで3千700万円、馬鈴薯で1千580万円、スイートコーンで1千550万円、メロンその他を含めて1千800万円となっております。結構な被害額です。

町長、通報を受けたら有資格者に連絡し対応をするということですが、台数も15台ということですが、私も地域に入ってみましたが、15台の台数ではとても足りないような気がしますが、もつと台数を増やし通報があつたら即対応して欲しいと思います。

本町は沿線長いですが、あつちこつちへ行つたり時間が掛かりましようが、是非即に対応して欲しいと思います。備えあれば憂いなしと言うことわざ(諺)もありますので、是非対応していただきたいと思

います。 ワナの件については、個人には貸出しはできないのでしようが、有資格者の正式名称と現在何人おられるのかお聞きしたいと思います。

町長

今現在15台で対応しておりますけれども、状況に応じて増やさなければなりませんし、特に鮫取淵・横溝・樽岸・湯別と多く出ておりますので、生産者等の話を聞きながら対応して参りたいと思います。

また、有資格者につきましては、本町には8名有資格者がおりまして、町の職員以外にも有資格者がおりますので、個々の地域で対応は可能というふうに入れております。

また、報奨金につきましては、今のところアライグマに報奨金は無いですが、熊だとか鹿、カラスと違つてここはあくまでも捕獲をして対応してるので、今のところ町でほとんどやっておりまして、報奨金制度は設けておりません。

再々質問

数を許可されると思いますが。共和・岩内では猟友会の人員分だけ資格を与えて、通報が入ったら即対応しているようです。寿都にも猟友会がありますが、会員数は少ないと聞いています。即対応するには猟友会の育成もしながら、有資格者も増やして即対応して処置するという必要はないかと思ひます。

なお、この報奨金の件は、今措置されていないということですが、ここ数年の話題になっていくことからすれば、やはり奨励金を出して対応するのも必要ではないかと思ひます。

ちなみに岩内・共和では一匹2千円といっています。年間400頭強捕るわけで、100万円の予算措置をして対応しており、難儀している状態ですが、できるだけ即対応して処置しているとのこと。

町長、この被害についても全道的、全地区的に出ているところ言っています。単に1町村の対応だけではなく、後手後手になるような気がします。それでプロック的というか南、或いは3町村で広域的な協議会等々つくられて、一斉に対応するというようなシステム、

考え方も構築する必要はあるのではないかと思ひますが、どうでしょうか。

農業であれ、家庭菜園とは面積のサイズが違うといいますが、家庭菜園をされる方の中には、年金プラスタ家庭菜園プラス生きがいという形でされてる方もおられるわけで、町長も家庭菜園の被害も結構大きいと認識されていますが、やっぱり生きがいを奪うようなことが無いように一つ対策処置を講じて欲しいと思ひているわけ。

また、特にアライグマは、甘いものが好きなので。湯別で農業振興等でイチゴ、ブルーベリー等々も栽培されるかと思ひますが、被害を未然に防ぐためにも是非対応を急いで欲しいと思ひます。

なお、一部鮫取瀬で電柵等を設置して被害を防いでいるようですが、経済的に負担も掛かり無理かと思ひますので、やっぱり駆除しかないのかなと思ひます。もう一度対応をお願いします。

### ●町長

共和とは比較になりません。共和は比較になりませんが、だからといって安心していいわけにもいきませんし、今の現状をしっかりと把握した中で広域的な対応をしていくべきなのも含めて、検討という言葉をもうとまたお叱りを受けて参りたいなというふうな考えています。

いずれにしてもアライグマの被害というのは全道的なものでありますので、マナスな行動にならない積極的な行動を行っていきたいと思ひます。

## 平成31年 第2回臨時議会

平成31年第2回臨時議会は4月25日に招集され、会期を1日と定め、単行議案1件を審議し、同日閉会しました。

### 《単行議案》

◆渡島団地（高齢者住宅）整備工事請負契約

平成31年4月19日仮契約に付した、渡島団地（高齢

者住宅）整備工事請負契約を締結するために議決したものです。

・契約の方法  
指名競争入札

・契約の金額  
2億2千70万円

・契約の相手方  
岩内郡岩内町字御崎1番地の7

佐竹建設株  
代表取締役 佐竹 英敏

## 令和元年 第3回臨時議会

令和元年第3回臨時議会は5月21日に招集され、会期を1日と定め、条例の一部改正3件を審議し、同日閉会しました。

### 《条例の改正》

◆寿都町条例等の一部を改正する条例

地方税法等の改正に伴い、単身児童扶養者を非課税措置の対象とすることや

地方税法施行令の改正に伴う賦課限度額及び低所得者世帯に対する軽減判定基準額の改正並びに、平成30年度からの都道府県化に伴い、法定外繰入金金の解消に向けて計画的に税率を見直す方針に沿って、標準税率を参考に税率を見直すものです。

## 令和元年 第4回臨時議会

令和元年第4回臨時議会は7月19日に招集され、会期を1日と定め、選挙3件、単行議案1件を審議し、同日閉会しました。

### 《選挙》

◆議長の選挙  
小西正尚議員が7月3日付けで、7月16日をもって辞職したい旨の議員辞職願を提出し、7月16日付で辞職が許可されたことに伴い、議長選挙が行われ、石澤洋二議員が議長に選出されました。

◆副議長の選挙  
議長選挙の結果、副議長が欠員となったことから副議長選挙が行われ、木村親志議員が副議長に選出されました。

◆南部後志衛生施設組合議員の選挙

◆寿都町介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法施行令等の一部改正に伴い、低所得者に対する介護保険料を減額し、保険料軽減の強化を図るものです。

### 《単行議案》

◆寿都町農業振興ハウス機械設備工事請負契約

令和元年7月16日仮契約に付した、農業振興ハウス機械設備工事請負契約を締結するために議決したものです。

### ・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額  
6千292万円

・契約の相手方  
東立・マリノテック・佐々木配管経常建設共同企業体

代表者 札幌市中央区南14条西13丁目3番5号  
東立エンジニアリング株  
代表取締役社長 北原光律

## 4 月

- 18日 寿都町防犯協会総会 (小西議長)
- 23日 例月出納検査 (沢村監査委員)
- 寿都町エネルギー勉強会 (小西議長ほか、議員多数)
- 24日 南部後志衛生施設組合議会 (小西議長、木村眞男議員)
- 25日 平成31年第2回臨時会・全員協議会
- 26日 参議院議員 長谷川岳 政経セミナー (札幌市 小西議長)

## 5 月

- 9日 国保運営協議会 (小西議長)
- 10日 寿都地区地域安全運動出動式 (小西議長)
- 14日 志公会と語る夕べ (東京都 小西議長)
- 16日 寿都商工会通常総会 (石澤副議長)
- 17日 南部後志町村議会正副議長会 定期総会 (小西議長、石澤副議長)
- 20日 後志町村議会議長会 役員会 (倶知安町 小西議長)
- 20日 後志町村議会議長会 臨時総会 (倶知安町 小西議長)
- 21日 令和元年第3回臨時会・全員協議会
- 寿都地区防犯協会定期総会 (小西議長)
- 23日 例月出納検査 (沢村監査委員)
- 24日 尻別風力発電所建設工事安全祈願祭 (小西議長)
- 27日 後志総合開発期成会 定期総会 (倶知安町 小西議長)
- 27~29日 町村議会議長・副議長研修会 (東京都 小西議長、石澤副議長)

## 6 月

- 1日 鈴木宗男・鈴木貴子 第14回北海道セミナー (札幌市 小西議長)
- 8日 寿都小学校運動会 (小西議長ほか)
- 9日 潮路小学校運動会 (小西議長ほか)
- 11日 後志町村議会議長会 臨時総会 (札幌市 小西議長)
- 北海道町村議会議長会 定期総会 (札幌市 小西議長)
- 12日 後志総合開発期成会 後志段階要望運動 (小樽市・倶知安町 小西議長)
- 14日 議会運営委員会 (沢村副委員長、山本委員、木村眞男委員、石澤委員、小西議長)
- 15日 札幌寿都会総会 (札幌市 小西議長)
- 16日 村田道議会議長就任を祝う会 (札幌市 小西議長)
- 17日 はちろ吉雄 政経セミナー (札幌市 小西議長)
- 18日 例月出納検査 (沢村監査委員)
- 20日 令和元年第2回定例会・全員協議会
- 寿都町エネルギー勉強会 (小西議長ほか、議員多数)
- 23日 北海道議会議長就任祝賀会 (ニセコ町 小西議長ほか)
- 24日 寿都町戦没者追悼式 (小西議長ほか、議員多数)
- 25日 北海道町村議会議長会主催 議員研修会 (札幌市 全議員)
- 26日 後志総合開発期成会 道段階要望運動 (札幌市 小西議長)
- 27~28日 後志総合開発期成会 中央段階要望運動 (東京都 小西議長)

## 7 月

- 10日 第25回後志町村議会議員パークゴルフ大会 (京極 議員多数)
- 12日 寿都神社例大祭宵宮祭 (石澤副議長)
- 19日 令和元年第4回臨時会・全員協議会
- 24日 例月出納検査 (沢村監査委員)



寿都町エネルギー勉強会



北海道町村議会議員研修会